

議 長 日程第15「議案第46号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第46号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）第2条、令和7年度松田町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。収入、第1款、水道事業収入1億3,673万6,000円、24万5,000円、1億3,698万1,000円。第1項、営業収益、1億476万6,000円、マイナス1,780万4,000円、8,696万2,000円。第2項、営業外収益、3,196万9,000円、1,804万9,000円、5,001万8,000円。

支出、第2款、水道事業費用、1億3,673万6,000円、572万3,000円、計1億4,245万9,000円。第1項、営業費用、1億3,193万8,000円、572万3,000円、計1億3,766万1,000円。

（資本的支出の補正）第3条、既定の予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,684万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,079万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計で申し上げます。支出、第4款、資本的支出、8,704万7,000円、394万7,000円、計9,099万4,000円。第1項、建設改良費、5,156万6,000円、394万7,000円、計5,551万3,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。1ページおめくりください。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。（1）職員給与

費、2,642万2,000円、24万5,000円、計2,666万6,000円。

(他会計からの補助金) 第5条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,804万9,000円万9,000円である。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、エネルギーや食料品価格高騰の影響を受けている町民の皆様のご生活支援に資するため、水道料金の基本料金6か月分を減免するために必要となる費用、また7月に実施されました神奈川県計量検定所による量水器、いわゆる水道メーターに対する立入検査の結果、当初予算で交換を予定していた水道メーター以外で追加的に交換を要すると指摘されたメーター交換に要する費用について補正するものでございます。

それでは、細部の説明をいたします。3ページをお願いいたします。松田町上水道事業会計令和7年度補正予算実施計画、収益的収入及び支出の収入でございませう。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益について、1,780万4,000円を減額し、項2、営業外収益、目2、雑収益を1,804万9,000円増額しておりますので、款1、水道事業収益としましては、双方の差引額24万5,000円を増額し、1億3,698万1,000円とするものでございませう。

続きまして、5ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出でございませう。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費について、547万8,000円を増額し、目3、総係費を24万5,000円増額することから、項1、営業費用としましては、双方の計572万3,000円が増額となるため、計は1億3,766万1,000円となります。

款2、水道事業費用の計につきましても同額が増額となり、1億4,245万9,000円となるものでございませう。

続きまして、7ページをお願いいたします。補正予算実施計画の資本的収入及び支出の支出でございませう。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目2、

固定資産購入費について、394万7,000円を増額し、予算額を594万円とするものでございます。項1、建設改良費につきましても同額が増額されることから、計5,551万3,000円、款4、資本的支出につきましても、同様に9,099万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。補正予算内訳書の収益的収入及び支出の収入でございます。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益、節1、水道使用料です。令和7年8月から令和8年1月までの6か月間、家事用として家庭生活のため使用している方の水道基本料金1,780万4,000円分を減額し、その減額分を項2、営業外収益、目2、雑収益、節5、他会計補助金に1,804万9,000円を一般会計繰入金として受け入れ、水道使用料に充てるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。補正予算内訳書の収益的収入及び支出の支出でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費、節15、委託料です。本年7月に実施された神奈川県計量検定所による量水器、いわゆる水道メーターに対する立入検査の結果、当初予算で交換を予定していた水道メーター以外で追加的に交換を要すると指摘されたメーターの交換委託料を547万8,000円増額するものでございます。その下、目3、総係費、節3、手当等22万5,000円、10、備消耗品費2万円につきましては、水道使用料の基本料金の減額に要する事務費を増額するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。補正予算内訳書の資本的収入及び支出の支出でございます。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目2、固定資産購入費、節28、材料費です。交換に要する量水器を追加購入するため、394万7,000円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
9 番 井 上 9番、井上です。2点か3点ありますけれど、まず9ページ、先ほど説明がありました物価高騰によって水道使用料の基本料金を減免するということだと

思います。そこで、9ページでお伺いしたいのは、減免分が1,780万4,000円、4,150件というふうに説明がありますが、一般会計からの繰入金との差額が100万円ぐらい、少しあると思いますが、そこの説明をお願いしたいと思います。

あとメーターのほうは、11ページのメーターの交換に伴う部分で、11ページの委託料547万8,000円と合わせて13ページの量水器の購入、これは、県の指摘を受けて行うメーター交換に係る事業経費940万円ぐらいというふうに理解をすればいいのか、その2点をよろしくお願いします。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。まず1点目の御質問にお答えします。一般会計の繰入金との差額につきましては、次のページの11ページを御覧いただきたいと思います。3の手当等と10の備消耗品費合わせて24万5,000円、この事務費の差額がその差となっております。

また2点目の御質問につきましてはおっしゃるとおりで、委託料の金額と量水器の購入費合わせたものがかかってくる費用となります。

以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。それでは、基本料減免の関係は、11ページにある22万5,000円と2万円が減免に係る事務費が発生をする、その部分を一般会計からの繰入金をもって補填をするという理解でよろしいかと思えます。

メーターのほうの交換というのは大分大きい金額の事業費になりますが、これにつきましては、保管をしてあったメーター類が、老朽化のため、適正な計測といたしますかメーターとしての機能を発揮しないので、ここで追加購入をして交換をするというふうに理解をしましたが、そういった理解でよろしいのか、お願いをいたします。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。そういうことではなくて、交換すべきメーターがあったんですが、例えば止めるための止水バルブがついていないとか、そういった外的な要因があつて、交換ができていないものが幾つかあったんです。これを、今回指摘が入った中で、困難とはいえしっかり交換するようにとこの御指摘を受けたもので、これに対して対応するものでございます。

以上です。

9 番 井 上 分かりました。終わります。

議 長 ほかには御質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第46号令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。